

事 業 計 画 書 目 次

[健康福祉局]

7款 2項 2目

(単位:千円)

計画 書類	事 業 名	令和8年度		令和7年度		増△減(8-7)		新規 ・ 拡充
		事業費	市債+一財	総額	市債+一財	事業費	市債+一財	
1	障害者更生相談所運営事業	72,307	72,128	63,059	62,898	9,248	9,230	
2	こころの健康相談センター事業	220,019	218,960	208,521	208,206	11,498	10,754	○
3	自殺対策事業	80,020	27,356	74,825	28,144	5,195	△ 788	○
4	精神科救急医療対策事業	361,271	284,081	357,001	284,340	4,270	△ 259	○
	計	733,617	602,525	703,406	583,588	30,211	18,937	

令和8年度 事業計画書

事業局課	健康福祉局	障害者更生相談所	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	1
歳出予算科目	一般会計	7 款 2 項	2 目	政策群番号	07	施策群番号 15
事業名称	障害者更生相談所運営事業					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	72,307	0	0	179	0	72,128
令和7年度	63,059	0	0	161	0	62,898
増▲減	9,248	0	0	18	0	9,230

歳出	令和5年度	令和6年度		令和9年度	令和10年度	令和11年度
				70,573	70,573	70,573
予算	事業費	58,048	59,301	70,404	70,404	70,404
	市債+一般財源	57,982	59,161			
決算	事業費	48,645	53,815			
	市債+一般財源	48,571	53,702			

事業概要 (アクティビティ)	身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づき、身体障害者及び知的障害者に対し、医学的・心理学的・職能的及び社会的な面から総合的な診断・判定を行うとともに、必要な専門的相談や指導を行っています。また、身体障害者手帳及び愛の手帳（療育手帳）の審査・判定・交付等を実施します。							
事業指標① (アウトプット)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
身体障害者手帳交付件数	単位	目標	12300	12400	12500	12600	12700	12800
	件	実績	11584	11902				
事業指標② (アウトカム)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
手帳の申請から交付までの平均日数	単位	目標	60	58	58	58	58	58
	日	実績	60	59				
事業目的	身体障害者及び知的障害者に対し、医学的・心理学的・職能的及び社会的な面から総合的な診断・判定を行うとともに、必要な専門的相談や指導を行っています。また、身体障害者手帳及び愛の手帳（療育手帳）の審査・判定・交付等を実施しています。令和2年度から手帳のカード化にかかる関係各所との調整、システム改修に着手し、令和3年度6月からカード様式での手帳交付を開始しています。 更生相談所は障害者更生援護に関する技術的中核機関であり、最前線の援護の実施機関である区役所に対して専門的相談指導を行う役割を担っています。また、身体障害者手帳及び愛の手帳（療育手帳）の審査・判定・交付等を実施しています。令和2年度から手帳のカード化にかかる関係各所との調整、システム改修に着手し、令和3年度6月からカード様式での手帳交付を開始しています。							
背景・課題	障害者更生相談所は、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づく都道府県に必置の行政機関です。 政令指定都市においては、地方自治法施行令を根拠として設置されており、自治体ごとにさまざまな設置形態となっています。 横浜市障害者更生相談所は、身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所のそれぞれの機能を併設、統合し、横浜市総合リハビリテーションセンターと連携して運営されています。							
根拠法令・方針決裁等	身体障害者福祉法第11条、知的障害者福祉法第12条、横浜市障害者更生相談所条例 ほか							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳交付件数 (実績推移) 5年度11,584件、6年度11,902件、7年度12,500件（見込）、8年度12,600件（見込） 療育手帳交付件数 (実績推移) 5年度7,982件、6年度9,028件、7年度8,700件（見込）、8年度8,800件（見込） 更生相談所における判定件数 (実績推移) 5年度5,323件、6年度5,513件、7年度5,650件（見込）、8年度5,800件（見込） 							
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 昭和62年：「横浜市障害者更生相談所」を設置し事業開始 令和3年度：カード様式手帳交付開始に関する広報、事前申請開始（1月～） 令和3年度：カード様式手帳交付開始（6月～） 令和4年度：療育手帳マイナンバー事務化（6月～） 令和11年度以降：標準準拠システム稼働開始（身体障害者手帳・療育手帳） 							
事業開始年度	昭和62年							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	8年度	7年度	差引（増減）	増減説明
	1 身体障害者更生相談所	65,960	57,749	8,211	人件費の増
	2 知的障害者更生相談所	2,237	2,251	▲14	実績に基づく減
	3 管理事務費（総合保健医療センター分）	4,110	3,059	1,051	指定管理更新による管理費の増

細事業合計	72,307	63,059	9,248
-------	--------	--------	-------

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長 栗林 環	係長 知花 美幸	
--	------------	-------------	--

令和8年度 事業計画書

事業局課	健康福祉局	精神保健福祉課	新規拡充	■ 新規 □ 拡充	事業評価書番号	2
歳出予算科目	一般会計	7 款 2 項	2 目	政策群番号	07	施策群番号 15
事業名称	こころの健康相談センター事業					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	220,019	495	123	441	0	218,960
令和7年度	208,521	47	0	268	0	208,206
増▲減	11,498	448	123	173	0	10,754

歳出	令和5年度	令和6年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
予算 事業費	136,595	151,973	237,821	237,821	237,821
市債+一般財源	136,461	151,783	236,765	236,765	236,765
決算 事業費	134,420	156,573			
市債+一般財源	133,974	156,317			

事業概要 (アクティビティ)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条に基づく精神保健福祉センターとして、本市における精神保健福祉の技術的中核機関としての事業を実施します。
事業指標① (アウトプット)	年度 5年度 6年度 7年度 8年度 9年度 10年度 11年度
支援者向け人材育成 研修開催回数	単位 目標 10 10 10 10 10 10 10 回 実績 10 13
事業指標② (アウトカム)	年度 5年度 6年度 7年度 8年度 9年度 10年度 11年度
支援者向け人材育成 研修受講者数	単位 目標 724 850 1,000 1,000 1,000 1,000 1,000 人 実績 1,349 1,098
事業目的	本市の精神障害者福祉保健手帳所持者数は3年間(令和4年度から令和6年度)で6,700人増加しており、長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある人が増えています。新型コロナウイルス感染症を契機としたコミュニケーション方法や経済状況等社会情勢の変化により、こころの健康の維持増進は必要な課題となっています。こころの不調に本人や周囲の人が早めに気づき対応することでこころの健康の維持、早期回復につなぐことが求められています。こころの健康相談センターは、本市における精神保健福祉に関する技術的中核機関として、区福祉保健センターをはじめとする地域支援機関への技術援助及び研修等を通じて地域人材の育成を図り、こころの不調に気づき、見守りや支援を行う手を育成します。また、変化の大きい社会情勢により新たな課題に対応していくために、精神保健福祉分野の調査・研究を進めます。市民に対してホームページやSNSを通じた精神保健福祉に関する情報の発信を行うことで、精神保健福祉に関する正しい知識を提供し、精神障害者及び精神疾患がある方への理解を深めるとともに、支援を必要とする方へ、相談窓口など適切な情報提供を行います。一定の精神障害の状態にあることを認定し、精神障害者保健福祉手帳を交付することにより、日常・社会生活にかかる福祉サービスを利用しやすくなります。精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条に基づき、横浜市精神医療審査会を設置し、精神障害者の人権に配慮しつつ、その適正な医療及び保護を確保します。
背景・課題	令和6年度の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正に伴い、精神医療審査会の安定的な運営や精神保健福祉保健センターとして、区福祉保健センターや地域支援機関に対し相談支援体制整備に対する後方支援や相談支援を担う人材育成研修の実施が求められています。また、令和6年度から精神保健福祉手帳や自立支援医療のオンライン申請を開始しているとともに、令和7年度末から精神保健福祉手帳の郵送による交付開始予定等、市民サービスの向上への取り組みを行う必要があります。
根拠法令・方針決裁等	・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 ①精神保健福祉センター運営要領 ②心の健康づくり推進事業の実施について（厚生省保健医療局長通知） ③精神保健福祉センターにおける特定相談事業実施要領について（厚生省保健医療局長通知） ・横浜市こころの健康相談センター条例 ④横浜市こころの健康相談センター規則 ⑤横浜市こころの健康相談センターこころの健康づくり推進事業実施要領 ⑥横浜市措置入院者退院後支援ガイドライン
根拠・データ等	・精神障害者保健福祉手帳交付者数 <実績推移> 4年度25,121人、5年度28,258人、6年度28,373人、7年度30,076人（見込）、8年度31,881人（見込） ・精神障害者保健福祉手帳所持者数 <実績推移> 4年度46,975人、5年度50,211人、6年度53,675人、7年度56,900人（見込）、8年度60,314人（見込） ・自立支援医療（精神通院医療）受給者数 <実績推移> 4年度72,829人、5年度76,364人、6年度79,606人、7年度83,428人（見込）、8年度87,294人（見込）
事業スケジュール	平成14年度：4月こころの健康相談センター開設、7月夜間休日こころの電話相談開設 平成24年度：地域自殺対策情報センターとなる 平成28年度：地域自殺対策推進センターに変更 平成29年度：措置入院者等退院後支援事業開始 令和元年度：依存症相談拠点となる
事業開始年度	平成14年度

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	8年度	7年度	差引(増減)	増減説明
	1 こころの健康づくり推進	22,261	21,212	1,049	給与改定による増

2	人材育成・技術援助等	172	245	▲73	研修回数の見直しによる減（予備回用予算の削減）
3	判定会・精神障害者保健福祉手帳	50,537	42,871	7,666	郵送交付開始に伴う郵便料による増
4	精神医療審査会	43,880	43,482	398	給与改定による増
5	センター運営関連・その他	103,169	100,711	2,458	郵便料金改定及びオンライン化に伴う申請・発送件数増による通信運搬費の増
細事業合計		220,019	208,521	11,498	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長 秋山 直之	係長 香月 正樹	
--	-------------	-------------	--

令和8年度 事業計画書

事業局課	健康福祉局	こころの健康相談センター			新規拡充	□ 新規 ■ 拡充	事業評価書番号	3
歳出予算科目	一般会計	7	款	2	項	2	目	政策群番号 08 施策群番号 19
事業名称	自殺対策事業							

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	80,020	5,703	46,917	44	0	27,356
令和7年度	74,825	5,655	40,979	47	0	28,144
増▲減	5,195	48	5,938	▲3	0	▲788

歳出	令和5年度	令和6年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業費	85,875	69,021	80,020	80,020	80,020
市債+一般財源	34,959	26,310	27,356	27,356	27,356
事業費	82,205	67,839			
市債+一般財源	33,528	30,954			

事業概要 (アクティビティ)	自殺対策基本法に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指して、地域の実情に合わせながら普及啓発や相談支援を担う人材の育成を行い、総合的かつ効果的な自殺対策を推進する。							
事業指標① (アウトプット)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
ゲートキーパー数	単位	目標	3750	3750	3750	3750	3750	3750
	人	実績	4667	5770				
事業指標② (アウトカム)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
自殺死亡率	単位	目標	11.7	11.3	10.8	10.8	10.8	10.8
	自殺者数／10万人	実績	14.8	15.2				
事業目的	国の自殺対策基本法（平成18年10月28日施行、平成28年4月1日改正、令和8年4月1日改正予定）及び自殺総合対策大綱（平成19年6月8日閣議決定、令和4年10月14日見直し閣議決定）に基づき、横浜市では、平成31年には自殺対策計画を策定。令和5年度に策定した第2期横浜市自殺対策計画に基づき、引き続き効果的な自殺対策を実施していく。							
背景・課題	平成10年に自殺者数が急増し、その後、自殺対策基本法が制定、翌年には自殺総合対策大綱も策定され、社会全体で自殺対策に取り組んできた。本市においても自殺対策の強化を進め、平成31年には自殺対策計画を策定した。様々な取組により、市内の自殺者数は減少傾向にあったが、令和2年度以降は新型コロナウィルス感染症の影響もあり、自殺者数が増加に転じた。その背景には経済・生活問題、健康問題、労働問題などが複雑に重なっており、社会全体の問題として捉え、今後も継続的な事業実施が必要である。 自殺死亡者数、自殺死亡率を減少させるために、過労や多重債務、リストラ、子育て、介護疲れ、いじめなど、自殺の背景にある様々な社会的要因に対する総合的な対策が求められている。							
根拠法令・方針決裁等	自殺対策基本法、自殺総合対策大綱、横浜市自殺対策計画							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> 自殺対策基本法（平成18年10月28日施行、平成28年4月1日改正、令和8年4月1日改正予定） 自殺総合対策大綱（平成19年6月8日閣議決定、令和4年10月14日見直し閣議決定） 厚生労働省「人口動態統計」、警察庁「自殺統計」 横浜市自殺対策計画 							
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度 自殺対策事業開始（普及啓発、人材育成、講演会、自死遺族支援事業） 平成22年度 市民意識調査実施・自殺未遂者支援事業開始 平成24年度 地域自殺対策推進センター事業開始 平成28年度 市民意識調査実施 平成31年度 横浜市自殺対策計画策定 令和元年度 インターネットを活用した相談支援事業開始 令和4年度 市民意識調査実施 令和5年度 第2期横浜市自殺対策計画策定 令和6年度 ゲートキーパーポータルサイト構築 令和8年度 こども・若者の自殺対策強化チームを設置 							
事業開始年度	平成19年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		8年度	7年度	差引(増減)	増減説明
	1	人材育成	13,080	5,374	7,706	新たにこども・若者の自殺対策強化チームを設置することによる増
	2	講演会	924	1,510	▲586	講演会開催減による減
	3	普及啓発キャンペーン等	7,963	9,427	▲1,464	普及啓発方法見直し等による減
	4	自死遺族支援	1,249	1,242	7	物価高騰や報酬単価改定による増

細事業(事業内訳)	5	自殺未遂者支援	7,995	8,398	▲403	事業内容見直しによる減
	6	推進センター事業	■■■	■■■	■■■	自殺対策計画冊子増刷不要等による減
	7	相談支援	■■■	■■■	■■■	
	細事業合計		80,020	74,825	5,195	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長 秋山 直之	係長 牧野 香織	
--	-------------	-------------	--

令和8年度 事業計画書

事業局課	健康福祉局	精神保健福祉課	新規拡充	□ 新規 ■ 拡充	事業評価書番号	4
歳出予算科目	一般会計	7 款 2 項	2 目	政策群番号	07	施策群番号 15
事業名称	精神科救急医療対策事業					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	361,271	66,101	10,647	442	0	284,081
令和7年度	357,001	61,999	10,186	476	0	284,340
増▲減	4,270	4,102	461	▲34	0	▲259

歳出	令和5年度	令和6年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
予算	事業費	346,596	349,170	362,071	362,071
	市債+一般財源	275,251	278,104	284,881	284,881
決算	事業費	311,939	319,734		
	市債+一般財源	238,543	250,476		

事業概要 (アクティビティ)	精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化などで早急に適切な精神科医療を必要とする精神科救急患者等の相談に応じ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく診察の実施や医療機関の紹介を行うとともに、必要な医療施設の確保等を行っていくことで、精神科救急患者の医療の確保及び適切な保護を行っていきます。							
事業指標① (アウトプット)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
精神保健福祉法に基づく申請及び通報件数	単位	目標	850	850	850	850	850	850
	件	実績	811	865				
事業指標② (アウトカム)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
通報受理から措置診察開始までの時間	単位	目標	6時間	6時間	5時間55分	5時間55分	5時間55分	5時間55分
	時間	実績	5時間32分	5時間37分				
事業目的	精神科救急体制を整備・確保し、精神科医療を早急に必要とする市民を適切な医療につないでいく必要があります。 ①精神保健福祉法第29条に基づく措置診察の実施については、法第22条～26条の3に基づく申請及び通報に対し速やかに対応し、診察の実施判断をしていかなければなりません。（令和6年度申請及び通報数：865件） ②精神科救急医療体制の確保については、精神保健福祉法第19条の11に定められており、都道府県（政令市）は、精神障害の救急医療が適切かつ効率的に提供されるように、夜間又は休日において精神障害者又はその家族等からの相談に応じること、精神障害の救急医療を提供する医療施設相互間の連携を確保すること、その他の地域の実情に応じた体制の整備を図るように努めることとされています。 なお、精神科救急医療体制は、神奈川県、横浜市、川崎市、及び相模原市の4県市協調体制で実施しています。							
背景・課題	精神科救急医療体制は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、精神保健福祉法）において、都道府県（政令市）の役割として規定されている、市民生活を支えるうえで欠かせない社会インフラです。							
根拠法令・方針決裁等	<ul style="list-style-type: none"> 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則 厚生労働省精神科救急医療体制整備事業実施要綱 神奈川県精神科救急医療に関する実施要綱 精神科救急医療事業に係る事業執行取扱要領 精神科救急医療事業夜間・深夜・休日体制実施要領 精神科救急医療深夜帯移送体制要領 精神科救急身体合併症転院事業実施要領 							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> 精神科救急年報（令和6年度） 							
事業スケジュール	<p>平成8年度 神奈川県・川崎市との協調体制により、横浜市の精神科救急体制事業開始</p> <p>平成14年度 三次救急（警察官からの通報等により行われる救急）を24時間体制に拡充</p> <p>平成19年度 情報窓口を平日深夜帯に開設、精神科身体合併症転院事業開始</p> <p>平成20年度 精神科救急協力病院保護室整備事業開始</p> <p>平成22年度 市大センター病院に市民専用病床3床設置（令和7年度事業終了）</p> <p>平成24年度 昭和大学附属北部病院に市民専用病床3床設置</p> <p>令和2年度 精神科救急新型コロナウイルス感染症疑い患者等受入体制強化事業開始（令和5年度事業終了）</p> <p>令和8年度 市大センター病院で市民専用病床確保事業開始</p>							
事業開始年度	平成8年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	8年度	7年度	差引(増減)	増減説明
	1 診察等事業	9,565	12,579	▲3,014	過年度実績に基づく減
	2 患者移送システム事業	92,151	95,922	▲3,771	クラウドサービスの区展開見直しによる減
	3 患者受入病床確保事業	204,405	195,421	8,984	事業新設による増
	4 精神科救急医療情報窓口事業	52,390	50,054	2,336	報酬改定による増

細事業(事業内訳)	5	精神科救急身体合併症転院事業	2,760	3,025	▲265	過年度実績に基づく減
		細事業合計	361,271	357,001	4,270	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、
公正・適正に作成しました。

課長	秋山 直之	係長	香月 正樹	
----	-------	----	-------	--